

# 東部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者 (最長令和12年3月31日まで) 募集要項

## 【1 募集の趣旨】

大阪府東部流域下水道事務所が所管する流域下水道施設の一部の有効活用を図り、スカイランド利用者の利便性の向上、地域の活性化に寄与することを目的としています。

応募される方は、この募集要項をよくお読みいただき、次の各事項をご承知のうえ、お申込みください。

## 【2 募集物件】

物件番号	所在地 (住居表示)	使用場所	使用許可 対象面積 (㎡)	最低使用料 税抜き (円/年)	位置
1	東大阪市川俣二丁目1番1	屋上管理棟 の一部	1.56	20,400	別図

○地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき使用許可を実施するものです。

## 【3 応募資格要件】

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。

① 成年被後見人

② 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)第11条に規定する準禁治産者

③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

⑥ 破産者で復権を得ていない者

(2) 次の①から⑧までのいずれにも該当しない者(①から⑥までのいずれかに該当する者で、その該当する事実のいずれについても当該事実があった日から3年を経過したものを含む。)であること。

① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて、大阪府との契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

- ⑦ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑧ 公募開始の日から審査結果を通知する日までの期間について、大阪府入札参加停止要綱に基づき入札参加停止の措置を受けている者
- (3) 事業を行う上での必要な法的資格を有するもので、日本国内に営業所又は事務所を有していること。
- (4) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。なお、申込者がこの規定に該当していないことを確認するため、同条例第 26 条第 2 項の規定に基づき、申込者の情報を大阪府警察本部に提供しますので、予めご承知置きください。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11 年法律第 147 号)第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (7) 大阪府税(大阪府に事業所が無い場合など、大阪府税の納入義務がない者は、本店所在又は本人在住の都道府県税)に係る徴収金を完納し、かつ、最近 1 事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

#### 【4 使用許可物件の募集条件】

##### (1) 用途の指定

- ① スカイランド利用者の運動用具などを保管する物置等の設置を想定しております。
- ② 次のアからクまでのいずれかに該当する使用はできません。
  - ア. 易燃性若しくは爆発性物件又は悪臭、騒音等を発する物件を保管し、又は設置すること。
  - イ. 政治的又は宗教的用途に使用すること。
  - ウ. 悪臭・騒音・土壌汚染など近隣環境を損うと予想される用途に使用すること。
  - エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等規制対象業種に類する営業実態のもの(原則として営業時間を問わない。))を含む。)、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業(例:成人向けDVDショップ等)の用途に使用すること。
  - オ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等に指定されているものの事務所その他これらに類するものなど、公序良俗に反する用途又は同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になり、若しくはそのおそれがあると認められる用途に使用すること。
  - カ. 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他の関係法令及び要綱等に違反する用途に使用すること。
  - キ. その他、住宅の用に供する等大阪府が適さないと判断した用途に使用すること。
  - ク. 第三者をしてアからキまでのいずれかの用途に使用させること。

## (2) 使用許可の期間

### ① 使用許可期間は、以下のとおりです。

使用許可日から令和8年3月31日(火)までとします。

### ② 令和8年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件に、令和12年3月31日までの期間を限度として、各年度末に年度更新(初年度+5年目の年度末までを限度)を行うことにより毎年度使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

また、許可期限の3ヶ月前までに、継続申請するか否かの意思表示をすることとし、使用者の都合でやむを得ず、許可期間の途中で使用を止める場合も同様にその3ヶ月前までにその旨の意思表示をしてください。

### ③ 使用許可期間満了後の当該施設の利用については、大阪府が可能と認める場合に限り改めて公募するものとします。なお、改めて公募する場合は、既使用者も公募に参加することができます。ただし、既使用者も期間満了後の再公募時に際しては、他の応募者と同じ条件での応募となります。

## (3) 使用料

### ① 使用料の額

ア. 大阪府が設定する最低使用料以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって使用料とします。

イ. 年度途中で使用開始となる場合は、年額使用料を日割り計算し、百円未満を切上げた額とします。

ウ. 使用者として決定した者が提示した応募価格(税抜き額)に百分の百十を乗じて得た額をもって年額使用料とします。

エ. 応募価格は年額として百円単位としてください。

### ② 使用料の支払い

使用料の支払いは、大阪府が発行する納入通知書により指定する期日までに全額納めるものとします。なお、許可を受けた時点で使用料の支払い義務が発生するので、使用許可が取り消された時点で使用料が未納であっても、使用料は支払わなければなりません。

### ③ 使用料の還付

既納の使用料は、大阪府流域下水道事業固定資産規則の規定により還付しません。ただし、大阪府の事情により使用許可を取り消した場合は、その全部又は一部を還付することができます。

### ④ 使用料の減免

使用許可期間中、使用料は減額・免除しません。事業収支の悪化等があった場合も同様です。

## (4) 使用許可物件の権利設定及び譲渡の禁止

使用許可物件を転貸することや権利を譲渡することはできません。

## (5) 使用者の協力

### ① 流域下水道施設に関する工事等に伴う使用許可物件上の設置物件の移転、改築、除却等の費用については使用者で負担してください。また、災害等により大阪府が緊急に必要と認めた場合には、使用者は設置物件の移転、除却等に速やかに応じるとともに、その費用についても負担してください。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行いません。

### ② 必要に応じ、当該使用許可の区域内及びその近傍における清掃その他の管理を行ってください。

【5 使用料の改定】

使用料は、大阪府流域下水道事業固定資産規則に基づく価格の改定にともない、大阪府が算出した使用料(最低使用料)が応募価格を上回った場合は、大阪府が算出した額に改定することとします。

【6 実地調査及び報告】

物件の利用状況等を確認するため、大阪府職員が実地調査し、又は報告を求めた場合は、使用者は協力しなければなりません。

【7 原状回復処置】

使用許可期間の満了又は使用許可の取消し等になる時は、期間満了日又は大阪府が指定する期日までに、使用者の責任において、原状回復処置を実施していただきます。

【8 応募申込手続】

(1) 申込み方法

① 郵送で申し込む場合(必ず簡易書留でお願いします。)

申込受付期間 令和7年8月4日(月)から令和7年8月15日(金)まで

【8月15日(金)午後5時必着のこと】

送り先 〒577-0063

大阪府東大阪市川俣二丁目1-1

大阪府東部流域下水道事務所 総務課 宛

※封筒の表紙に、「応募申込書在中」と朱書きしてください。

② 持参する場合

申込受付期間 令和7年8月4日(月)から令和7年8月15日(金)まで

【午前 10 時から午後5時まで】

提出先 大阪府東大阪市川俣二丁目1-1

大阪府東部流域下水道事務所 総務課

(2) 応募に必要な書類(各1通)

① 応募申込書 ※印鑑登録している印鑑を押印してください。
② <法人の場合>…法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、印鑑証明書、 役員名簿(別紙様式2による。) <個人の場合>…印鑑証明書 (3か月以内に発行されたもの)
③ 誓約書(2種類あります。) ※印鑑登録している印鑑を押印してください。
④ 施設利用計画書(別紙様式1による。) ※概要、利用目的等。

※1 応募に必要な書類①～④のすべての書類が揃わない場合は、受付できません。

※2 提出された書類は、返還いたしません。

## 【9 使用許可申請者の決定方法及び公表等】

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を使用許可申請者の選定対象とします。
- (2) 公募物件に対し、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、かつ最高の価格で応募申込みを行った者を選定し、使用許可申請者とします。なお、最高価格の応募が2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより選定します。
- (3) 使用許可申請者の公表等  
使用許可申請者の決定は、令和7年8月18日（月）の予定です。選定結果については、使用許可申請者に決定された者に通知するとともに、決定金額及び決定した使用許可申請者の氏名（法人の場合は法人名）を大阪府ホームページに掲載します。

## 【10 使用許可手続】

使用許可申請者に決定した者は、令和7年9月1日（月）までに、次の行政財産使用許可申請書等を提出してください。併せて、「3 応募資格要件」（6）に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書（「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書）と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（いずれも発行日から3か月以内のものに限る。）を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は正各1通、副(写し)各1通

- ① 行政財産使用許可申請書（大阪府所定様式）
- ② 設置場所の図面
- ③ 設置する物置等のカタログ等（寸法などの仕様があるもの）
- ④ ア、府税事務所の発行する全税目の納税証明書  
イ、税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書  
（参考）
  - ・大阪府ホームページ 納税証明書に関するお問合せ（府税事務所の場所等を含む）  
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>)
  - ・国税庁のホームページ 納税証明書の交付請求手続（所轄する税務署等を含む）  
(<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>)

## 【11 費用負担】

募集への参加及び使用許可に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

## 【12 その他】

今回の使用許可申請者募集により提出された応募申込書及び添付書類等に記載された個人情報につきましては、本募集事務以外の目的には使用しません。

## 【13 問合せ先】

大阪府東部流域下水道事務所 総務課  
担当：中井  
TEL06-6784-3721(直通)

# 東部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請書 (最長令和12年3月31日まで) 応募申込書

令和 年 月 日

大阪府東部流域下水道事務所長 様

〒 _____ )	実印
住 所(所在地)	
氏 名(フリガナ)	
法 人 名	
代表者氏名(フリガナ)	
電 話	

事務担当者) ※事務担当者は上記法人に所属する担当者に限る。 ※個人で申し込む場合は事務担当者欄への記載不可 所属部署 (〒 _____ ) 住 所(所在地) 氏 名(フリガナ) 電 話	
--	--

東部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長令和12年3月31日まで）募集に参加したいので、募集要項の各条項を承知のうえで、下記のとおりに応募価格を添えて申し込みます。

記

## 1 応募価格等

物件番号	利用計画	応募価格（税抜き）								
第 号	別添利用 計画書の とおり	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	十	一
		(物件番号を記入してください。)								0

- ※ (1) 応募価格は、大阪府が設定する最低使用料以上の金額を記入してください。  
 (2) 応募価格は、税抜き年額として、百円単位で記入してください。  
 (年間使用料は応募価格に百分の百十を乗じて得た額になります。)  
 (3) 金額はアラビア数字で記入してください。  
 (4) 初めの数字の頭に¥をいれてください。

## 2 添付書類（内容については、募集要項で確認願います。）

- |           |                 |
|-----------|-----------------|
| ① 印鑑証明書   | ② 誓約書(指定様式。2種類) |
| ③ 施設利用計画書 | ④ 証明書類等         |

## 誓 約 書

私は、大阪府が実施する「東部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長令和 12 年 3 月 31 日まで）募集」の応募申込みにあたり次の事項を誓約します。

- 1 東部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長令和 12 年 3 月 31 日まで）募集要項【3 応募資格要件】に定める応募に必要な資格を有しています。
- 2 東部流域下水道事務所 流域下水道施設の使用許可申請者（最長令和 12 年 3 月 31 日まで）募集要項その他関係法令をすべて承知の上で参加します。
- 3 現状有姿で使用許可を受け、現地における付帯施設の撤去等現状変更については、大阪府と協議の上実施します。
- 4 施設利用に関する、地域住民及び関係機関との調整については、すべて使用者において行うことを承知の上で応募します。
- 5 募集結果に関しては、大阪府のホームページにその内容（物件所在地、面積、使用許可申請者名及び応募価格）が公表されることに同意します。
- 6 施設利用は、暴力団の利益になり、又はそのおそれのあるものではありません。

令和 年 月 日

大阪府東部流域下水道事務所長 様

住 所  
(所在地)

(フリガナ)

氏 名

(フリガナ)

(法人名・代表者氏名)

実印

(暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約)

## 誓約書

私は、大阪府が大阪府暴力団排除条例に基づき、府の事務及び事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者を公有財産の管理、処分から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

### 記

※誓約・同意事項を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

1 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者のいずれにも該当しません。	はい・いいえ
2 私は、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号に掲げる者の該当の有無を確認するため、大阪府から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。	はい・いいえ
3 私は、大阪府が本誓約書及び役員名簿等から収集した個人情報を大阪府警察本部長へ提供することに同意します。	はい・いいえ
4 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないことに同意します。	はい・いいえ

大阪府東部流域下水道事務所長 様

令和 年 月 日

申込者

住 所  
(所在地)

フリ ガナ  
氏 名

(法人名)  
(代表者名)  
(生年月日)

施設利用計画書

応募者氏名（法人名）			
物件番号	第 号	物件所在地	

使用目的及び概要	
(使用目的)	
(概要)	

計 画 図

※1 この利用計画書は、募集要項に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の使用許可及びこれに付随する占有許可等が確実に認められるものではありません。

施設利用計画書

応募者氏名（法人名）		〇〇 〇〇	
物件番号	第 〇 号	物件所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇ー〇

使用目的及び概要

（使用目的）

グランドゴルフ用具ロッカーの設置

（概要）

- ① タテ45cm ヨコ88cm 高さ190cm スチールロッカーの設置。
- ② タテ40cm ヨコ60cm 高さ180cm 運動用具入れの設置。

※出来るだけ詳しく記入してください。

計 画 図

Blank area for the plan diagram.

※1 この利用計画書は、募集要項及び物件明細書に記載している内容と照合するためのものであり、対象物件の使用許可及びこれに付随する占有許可等が確実に認められるものではありません。



## 役員一覧表

(法人名) ●●株式会社

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日
代表取締役社長	オオサカ タロウ 大阪 太郎	S32. 3. 2
専務取締役	ナニワ ハナコ 浪速 花子	S34. 9. 6
常務取締役	ヨウチ カシジロウ 用地貸次郎	S35. 12. 1
監査役	カイケイ シロウ 会計 士郎	S41. 11. 3

※法人登記に登録されている方全員について、上記の要領で記載して下さい。

※用紙が足りない場合は、様式を適宜コピーして下さい。

※この一覧表は、大阪府暴力団排除条例に基づく排除対象者の有無について確認するために利用するものであり、それ以外の用途には一切利用しません。